平成２４年（フ）第４３４号
静岡県駿東郡清水町伏見622番地の１　エスペランサ402号、前住所静岡県駿東郡清水町玉川207番地の１　セジュールイズミ102
債務者　倉地　由美
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
和歌山県田辺市高雄２丁目２番16号　あたごマンション７号室、住民票上の住所和歌山県田辺市芳養町2896番地の13
債務者　出口　和美
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第８８４号
札幌市西区西野４条５丁目３番14号サンシャイン45―Ｆ号
債務者　泉　　光昭
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３６号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目３番13号トークフラット201号
債務者　福岡　睦子（旧姓夛田）
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９２号
北海道千歳市信濃３丁目12番２号
債務者　奥村　憲明
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５３号
札幌市手稲区稲穂２条８丁目２番30―202号
債務者　田中　豊美（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３２号
札幌市東区北43条東16丁目１番10―201号
債務者　古屋　秀子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０５号
札幌市手稲区新発寒６条９丁目１番15号イーグルホーム３―102号
債務者　若杉　明美
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０５号
札幌市北区篠路３条４丁目５番15―405号
債務者　川村　朝子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８３号
群馬県高崎市剣崎町850番地１
債務者　小林　忠士
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２８４号
群馬県高崎市剣崎町850番地１
債務者　小林ひろ子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２９０号
群馬県富岡市田篠1280番地57
債務者　小嶋　疾風
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４３８号
静岡県沼津市大岡536番地の３　新井アパート202
債務者　山口　和惠
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
愛知県一宮市大和町馬引字郷裏15番地１コーポリムジン105号
債務者　三七商店こと　佐野喜久夫
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４３号
京都府京丹後市峰山町菅189番地の１
債務者　中西　忠明
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１０９９号
堺市中区辻之1189番地128
債務者　神田　和輝
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０８号
堺市北区南花田町107番地13
債務者　稲田　周子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３９号
大阪府大阪狭山市大野台２丁目24番14号
債務者　東胡蝶流着付教室こと　池田マリア
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係